

内閣委員會議録第十四号

(三三三)

昭和三十一年二月二十八日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君

理事 江崎 真澄君 理事 大平 正芳君

理事 高橋 等君 理事 保科善四郎君

理事 宮澤 胤勇君 理事 受田 新吉君

大坪 保雄君 大村 清一君

小金 義昭君 椎名 隆君

薄田 美朝君 田村 元君

辻 政信君 床次 徳二君

林 唯義君 福井 順一君

眞崎 勝次君 栗山 博君

山本 正一君 横井 太郎君

西ヶ久保重光君 飛鳥田一雄君

石橋 政嗣君 稻村 隆一君

西村 力弥君 森 三樹二君

出席國務大臣

國務大臣 船田 中君

出席府委員

(防衛庁参事官) 林 一雄君

(防衛局長) 加藤 陽三君

(人事局長) 北島 武雄君

(防衛庁参事官) 久保 龜夫君

(防衛局長) 大藏事務官 吉村 真一君

(主計官) 専門員 安倍 三郎君

委員外の出席者

二月二十七日

委員田村元君辭任につき、補欠として野田卯一君が議長の名で委員に選任された。

同月二十八日

委員北崎吉君及び野田卯一君辭任につき、その補欠として椎名隆君及び田村元君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

○山本委員長 これより會議を開きます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を続行いたします。飛鳥田君。

○飛鳥田委員 まず防衛分損金に關して少し伺いたいと思います。先般予算委員會で勝間田君の質問に對しまして、重光外相は、防衛分損金については日米折半だという御説明がありましたが、この御説明にその後変更がありますかどうか、これから伺いたいと思います。

○船田國務大臣 防衛分損金の問題につきましても、実は外務大臣から御答弁申し上げることが適當と存じますが、私が承知いたしておりますところを率直に申し上げますと、一月三十日の共同声明に當りてありまして、通りの経過で妥結いたしておるのであります。アメリカ側の分損して防衛關の費用と日本の分損してあります。

のが、全く二分の一ずつということになっておられぬと存じます。これはもうすでに御承知のことと思いますが、今回の合意によりまして、昭和三十三年の防衛年度を起點として、日本側の防衛増強の努力に應じて、在日米軍のための日本側の分損金を毎年削減していくための一般的方式が、樹立されたというところになっておるのであります。この方式のもとにおきまして、米國は將來日本の防衛費及び米軍軍用施設費の予算の合計額の増加分を均等に負担することを約束し、かくて究極において日本側の防衛分損金をゼロならしめようとするものであります。すなわち各會計年度の分損金額は、かかる防衛目的のための日本側予算の合計額の増加分の半ばにひとしい金額を、その前年度の防衛分損金の額から差し引いたものとなる、こういう計算になるわけでありまして、すなわちわが方の防衛に關する費用が増加いたして参りました、前年度に比較いたしまして増加分の半分を防衛分損金から減らす、そうして防衛分損金は最後にはゼロになるということを期待いたしております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、折半原則というのはいずれかということですか。一月三十一日の本會議で勝間田氏に對して、重光外相は「日本の防衛は、今日、日本と米國軍との共同責任でやっております。そこで、半分ずつ増加分に対して分損をいたすということでございます」というふうな答へられて、折半原則は依然として堅持せられておられるという答へをなすつておられると思ふんですが、今お話を伺うと折半原則がくずれしたような印象がするんですが、この点依然として折半原則は堅持をせられておられるのか、堅持をせられた上で交渉が行われているのかどうか、これを一つ説明していただきましょう。

○船田國務大臣 今飛鳥田委員の御質問の御趣旨が、ちょっと私の了解するところと食い違つておるようでございしますが、この一般方式によりまして、わが方の防衛努力が進んで参りまして、そうして防衛關係の経費が増加して参りますれば、前年度に比較した増加分の半分ずつを防衛分損金から減らしていくというこの方式は変らないのであります。ただ飛鳥田委員のおっしゃることが、アメリカの駐留軍の駐留に必要な経費を、日本とアメリカとが折半で負担しておるといふ御質問であるといひますならば、それはむしろアメリカの駐留軍の負担しておるアメリカ側の負担分の方が相当多くなつておまして、必ずしもその半分を日本が負担しておるといふことではないのでございします。

○飛鳥田委員 現実を聞いておられるのじゃなくて、原則として折半原則の上で立つてやっておられるのかどうかというのを伺つておるわけですか。

○船田國務大臣 それは防衛關係の費用が増額する場合におきまして、前年度に比較して増加分の半分ずつを減らすというのが一般方式になっておるということではございません。むしろ米駐留軍の費用はわが方で負担しておるよりもアメリカ側の負担の方がはるかに多いと存じます。

○飛鳥田委員 船田大臣のお話はわかりました。

それでは大蔵省の方に伺いたいと思ふのですが、今駐留軍の経費は日本が負担をしておるものよりも多いだろうというお話でありましたが、それではどの程度にどの部分にどう使用しておられるか一つ御説明をいただきたいと思ひます。

○吉村説明員 御説明申し上げます。米駐留軍の駐留経費と申しますと、いろいろの意味でまぎらわしいのでございしますが、それを要約いたしますと、日本側の防衛分損金に見合う駐留経費

というものと、それよりも広い意味の、米軍が日本国内において使つておる金というふうに分けられると思ひます。その場合に日本側の防衛分損金に見合はする米軍の駐留経費と申しますのは、まずどういふアイテムがあるかと申し上げますと、米軍の日本国内を維持するためには、たとえば米軍人の俸給でありまして、あるいはその食糧費とか制服等の被服あるいは飛行機、自動車等を動かします燃料とか、そういったものがいづれも要るわけでございまして、今述べましたようなアイテムにつきましては、これは本来米軍がどこにおろうと持つべき金であるという意味合から、日本側の防衛分損金とパレレルに考える場合には除外して考へておきます。それで残ります経費はどういうものかと申し上げますと、米軍が日本国内に駐留するために日本人労働者を相当使つておるわけでございまして、これらの労務費でありますとか、米軍の軍人あるいは物資を国内において輸送するに必要な輸送費、これは大部分鉄道費でございまして、それから国内の通信費、暖房用の石炭でありますとか、若干の備品があるわけであります。こういふものが大体日本側から向うへやっております防衛分損金のパレレルに考えられる要素でございまして、

それから米軍が日本側からもらひました防衛分損金を、どういふふうにしておるかといふことは、今あとのカテゴリーで申し上げました経費が、日本側からもらつた金と、それから日本側からもらふ金ではまだ足りないものでございまして、米軍がそれにアメリカ側のドル予算を加へまして、その合計したものでやつておるわけであります。合せたものをたとへば二で割つて、それが日本側からやつておるものよりも多ければ、日本側は半分よりも少く持つておるというふうなことになるのであります。それで米軍がどれくらい日本の防衛分損金に見合う金を出しておるかといふことは、これは米軍の予算の執行状況でございまして、わが方では正確にわかりませんが、大体われわれが米軍からのいろいろなデータや何かから推測いたしますと、二十七年度におきましては二億三千万ドルないし二億六千万ドルくらい、向うが防衛分損金に見合うような費目についての経費をドルで出しておるわけでありまして、二十八年度におきましては二億二千万ドルないし二億五千万ドルとわれわれは推測しております。二十九年度が一億八千万ドルないし二億二千万ドル、本年度はこれはまだ年度が終りませんが、大体一億六千万ドルないし一億八千万ドルくらいになるんじゃないかと考へております。念のために三十一年度の分を申し上げますと、正確にはわかりませんが、三十年度も若干減りまして、大体一億四千万ないし一億五千万くらいはドルで向うが負担するんじゃないかと考へております。

部分、これがどういふ工合に使はれておるかといふことを今伺ひしたわけですが、トータルにおいて二十七年度は二億三千万ドル、あるいは三十年度においては二億六千万ドルくらいだつたというところはその後にお伺ひするつもりです。それから、一部分々々について今お話を労務費、通信費、通信費、移動費、需品費といふものについて、日本が米軍に交付したお金ではないに、米軍がそれだけのドルを使つてゐるかといふことを明白にしたいだきたいと思ひます。

○吉村説明員 お答え申し上げます。実は米側がドルで出すものにつぎましては、こまかいアイテムで幾らという報告はむろん日本側には出ておりませんので、どういふふうな費目に幾ら使われたかという正確な資料は、われわれは公式には持つておらないわけでありまして、ただトータルにおきましてその程度であるかといふことをただいま申し上げたわけでございまして。

○飛鳥田委員 それではお伺ひいたしますが、防衛分損金について行政協定の二十五条に、これに基づいて防衛分損金を負担するということになったときに、日米合同委員会が分損金について管理方式というのを明確に定めておられるはずなんです。この管理方式はその後変更をせられておりますかどうか、この点を最初に伺ひます。

○吉村説明員 お答え申し上げます。行政協定の発効当時に、米軍に渡した金の関係の管理手続が定められたものでございますが、これはその後明文をもつては変更はされておられません。ただその後両者の了解といたしまして、当初行われておりました中で今行

われておられないのは、支出負担行為——要するに債務を負う行為についての報告がその後途中からやめられております。それ以外は当初の手続通りやつておるわけでございまして。

○飛鳥田委員 日米合同委員会のきめたる管理手続を、勝手に変更してしまふというところに非常に疑問があるわけですが、年々何百億といふお金をこちらから出し、アメリカも出し、これを駐留米軍の派生的な経費に充てていくわけでありまして、国家予算の上に両国とも非常に重大な意味を持つておる。従つてこれに對して厳格な管理手続を定めるのは当然であります。そうしてこの管理手続はその後発表されておるわけでありまして、ところがこれについて明確な協定あるいは国会への報告、こういうことなしに、勝手にこれを取り消してしまつたり変更してしまつたりすることができるといふことか。そうしてそれを變更するという合意があつたとすれば、それは何年何月何日の第何回の日米合同委員会の財政部会の決定であるか、これを伺ひしていただきたいと思ひます。

○吉村説明員 これはむろん公式議事録には書いてないのでございまして、公式議事録に書いておる事項を變更したのではありません。一般管理手続に載つております部分について、合同委員会において両者で了承の上で、今言つたような格好になつておるわけであります。

○飛鳥田委員 公式議事録でこの管理手続を定めたはずであります。これを變更するには公式議事録によつて定めなければならぬはずですが、結局うやむやに變更したといふことですか。

○吉村説明員 公式議事録には、アメリカ側のドルにつぎましての分については載つてないやうに記憶しておるの

十七年にできました経理手続の改正を、日米間で話し合い中でございます。またまた米軍の予算の統制官が転任になったものでございますから、決定が、おくれしておりますが、いずれ米軍の使つております経費の中身がはっきりするようになります。米側も現在基本的に、はその線を了承しておるようでございますから、その線に沿つて善処したいと思つております。

○飛鳥田委員　今ごろ気がつかれるのは、もう私はおそいと思うのです。昭和二十七年から今までの間に、合計数千億の金が防衛分損金として出ていってしまつてゐる。もし向うの支出金と日本の支出金が見合ふ、あるいは折半だということならば、向うを一べんもとらえていないのですから、果し

はなっておりませんが、これは向う側の
そういつた国内事情によります原因に
基きまして、事実上その経理手続にき
められた様式の報告が出せない、
国内的に不可能な状態になっておりま
して、やむを得ないような状態になっ
ておるのです。

○飛鳥田委員 くだいようですが、ア
メリカの国内的な事情にばかり同情を
せられますが、現に私たちは防衛分担
金として本年度でも三百億出すんです
よ。一番多いときには五百八十五億も
出しておるはずですよ。こつちの五百
八十五億出したり三百億出したりする
のはやむを得ないなどという不確かな
事情の上に立って出していいので
すか。

○吉村説明員 防衛分担金は当初一億
五千五百万ドルというものをきめまし
ときには、その当時において終戦処理
費の状態から推測いたしまして、大体
半分々々というふうなことできめられ
たような経緯であるというふうに関
しておりますが、その後の分担金交渉に
おきましては、分担金の折半というこ
と、要するに米軍で使いますというこ
と、派生的な駐留経費を折半していく
ということには現在なっておりません
で、もっぱら自衛力の増強に伴います
る減額という線で、現在までずっと進
んできておるわけでありまして。

○飛鳥田委員 御説明を聞くとだんだ
んおかしくなるんです。それじゃ一月
三十一日に重光外相が勝間田氏に對し
て答えた答弁は大うそだということ
ですか。さっきの船田長官のお話を聞
いておりまして、一応原則として折半
をしてそういう基本額が出て、その上
であなたの方の防衛努力が認められた分

だけは特別に扱っていく、こういうふ
うに聞かされたんですが、そうすると
折半原則というものは初めからなく
て、重光外相は本会議において空うそ
をつかれたということですか。これは
大臣一つ答えて下さい。

○船田國務大臣 先ほど私が申し上げ
ましたのは、こういうことを前提とし
てお考え下さい。いいのでございま
す。行政協定の第二十五条、軍費の負
担というところに、その第二項のBで
ございまして、『定期的再検討の結果
締結される新たな取決めの効力発生の
日までの間合衆国が輸送その他の必要
な役務及び備品を日本国で調達するの
に充てるため毎年一億五千五百万ドル
に相当する額の日本国通貨を合衆国に
負担をかけるのでその使用に供するこ
と』、その当時の交渉の経緯におきま
しては、ただいま説明員から御説明があ
りましたように、わが方の負担とアメ
リカ側の負担とが大体半々になるよう
にということ、一億五千五百万ドル
という金額がきめられておるわけで
ございまして。すなわち五百五十八億
と、ところがその後におきましては、先
ほど私が申し上げましたように、もち
ろんこれは推定を含みますけれども、大
体米駐留軍の使つておる金は必ずしも
日本の防衛分担金と折半になっておる
ということではなくて、むしろ向うの
方が日本駐留のために多く負担してい
る。そうして五百五十八億といたしま
すのは、御承知の通り、二十九年度に
おいて二十五億、三十年年度におい
て百七十八億というものを減額いたし
ました。ところが昨年の八月末に外務大
臣が渡米をせられまして、そうして国
務省とあるいは国防編省とも相談の結

果、一般方式が望ましいというような
共同声明も出しまして、そうして暮れか
ら正月にかけて交渉の結果、共同声明
にありましますように、わが方の防衛費
千二億、施設等提供費百億、防衛
分担金を三百億、こういうことにな
りました。そうして今後三十二年度
以降におきまして、わが方の負担すべ
き防衛分担金については、防衛関係の
費用が増額をされまして、前年度に比
較いたしまして増額の半分だけを前
年度の防衛分担金の中から減らしてい
く。すなわち三十二年度以降において
は三十一年度の三百億を基準といた
しまして、もし防衛関係費が二百億
増額すれば、それから百億を減ら
す、こういうことをもって一般方式と
する、こういうことに取りきめがで
きたわけでございます。

○飛鳥田委員 今米軍が日本に駐留す
るために使つておる金は、日本側の
防衛分担金よりもよほど多いだろうと
いう御説明でしたが、しかし多いか多
くないか計算する根拠がないことは今
政府委員の説明で通りました。具
体的に一つも正確な数字をつかんでい
ないで、それでなおかつ多いだろうと
おっしゃるなら、あなたも大臣として
私におっしゃる以上は責任を持つて言
えるでしよう。その一つ一つの明細
な数字を示して下さい。これが第一
です。

第二には、今のあなたのお話を伺
つておいても、認められた防衛努力の半
分だけは減らしていく、こういうお話
なら、原則としてその基礎となるべき
ものは折半原則じゃないか、こういう
ふうに私は考えられるのです。折半
原則を基礎として、その上で、半分ず

つなただけでも防衛努力がこれだけ
あるから、これだけ削つてあげよう
という話になるのじゃないでしょうか。
これが第二のお伺いしたい点です。

○船田國務大臣 防衛分担金の基準に
なりましますものは、行政協定第二十五
条になっておるわけでありまして、その
ときは大体わが方の負担するものと米
側の負担するものとが見合うというこ
とで、一億五千五百万ドルという数字
がきめられておる、かように私は承知
いたしておるのでございまして、その
の米側の駐留軍の負担した使つてお
ります費用が、果してどれだけに
なつておるかということは、先ほど来
説明員が申し上げましたように、推定
の域を脱しない、正確な数字はここ
にあげるわけに参らないというのが実情
でございます。

○飛鳥田委員 どの公文を見まして
も、何を見ましても、見合うという言
葉が必ず使われております。日本側支
出に見合う米軍負担金というふうな
なつております。ところが米軍が果
して幾ら使つておるかを正確に把握で
きないなど、少くとも責任ある方々が
この議会の中で放言せられることは、
言葉は悪いかもしれませんが、與に國
民に対する反逆だと私は思うのです。
国民は一銭でも安からんことを願つて
おります。この問題について、米側支
出金がどのように使われてどういふ
うな金額になつておるかというのを
把握できない政府の態度について、一
つ長官の所感を伺いたいと思ひます。

○船田國務大臣 わが方の分担してお
ります防衛分担金についての使途の
報告は、先ほど来説明員が申し上げ

おる通り、これは報告が来ておるので
あります。ただ、今お話のように、米
側が米ドルでどれだけ駐留軍に使つて
おるかということは、その正確な数字
はわからないというのを申し上げた
のでありまして、この防衛分担金につ
きましては、もし今まで二十九年度、
三十年度及び三十一年度においてや
りましたような削減がないといたしま
すれば、先方が同意しなければ行政協
定の第二十五条の原則に返るといふこ
とになるだけのことでございますから、
それはわが方としてはまことに今日の
財政状況、経済事情等から見ましてつ
らいことではございまして、米側にも
話をいたしまして、防衛分担金の削減
を交渉し、わが方の意向をいれてあ
の共同声明になった、こういう経緯で
ございまして。

○飛鳥田委員 米軍が米軍としての行
動に基いて勝手に使つておる金額を私
はお伺いしておるのではありません。
行政協定に基いて双方で出し合おうと
いういわゆる日本側の防衛分担金、ア
メリカ側の防衛分担金について伺つて
いるので、それがわからないのです。と
うお話はちよつと解せないのです。と
ころが現実にはわからないからこそ、防
衛分担金削減の交渉においてアリソン
氏に、折半原則をれば日本側が六十
億損になりますぞというふうなことを
言われて、それ以上にとんでもありま
せん。反撃をする資料をあなた方は
持つていらつしやらないじゃないか。
そんなことで国民の錢をそう簡単にむ
だ使いをされてはたまらない、見込み
支出をされてはたまらない、ということ
を私は再々申し上げておるわけです。
これについて、米軍の防衛分担金支出

について今後明確にとらえられるように努力いたしますというくらいに御所に感は、私はあると思つたのですが、仕方がない、やむを得ない、こういう御説明だけで終つてしまいました。一体今後どうなさるのですか。勝手に米軍の使うものはしかたがないのだ、それに見合うお金は出します、こういうことで、今後もぐずぐず、科学的な根拠を根拠、数字なしに三百億のお金を支出していかれるつもりですか。長官にお伺いします。

○船田國務大臣　これにつきまして
は、先ほど来御説明申し上げておりま
すように、もしアメリカと日本との間

に防衛分担金についての話し合いがつかないということになりますれば、行政協定第二十五条の原則に返る以外に道はないわけでごいまして、行政協定は両国間において協定いたしておるのでありますから、これを守らないというわけには参らぬと思います。ただ、先ほど来飛鳥田委員の仰せられておるように、アメリカ側でどのくらいのお金を米ドルで使っておるかということの正確な資料があるということは、まことにわが方としても、適当に処置する上において必要なことのごいいますから、今後においてもそういう資料の得られますように努力はして参りたいと存じております。

ると長官はおつしやった、それではお伺いいたしますが、経理手続の第一部「行政協定第二十五条に基づき日本政府より提供された資金の支出」という項目で、B項を拝見いたしますと、合衆国会計検査院の要求する基準に従うものとす。合同委員会の日本側委員は、政府専門家の助力と合衆国当局者の協力をえて、この特別勘定を監査することができ。」「こう規定されておるわけです。当然この監査をなすつていらつしやると思いますが、この監査の内容及び監査報告を御提出いただきましたか、明確になっているか、というお話ですから伺います。

○吉村説明員 私からお答え申し上げます

ます。監査につきましては、現在までに二十八年度に一回やっただけでありまして、その後はやっておりません。

お金を出しているのですよ、われわれの税金の中から。これが正当に支出をせられたかせられていないか監査する義務が政府にあるはずです。しかも、日米合同委員会の総理手続に従って監査できるとちゃんと書いてある。会計検査院というものがあって、日本の諸官庁の会計については全部嚴格なる監査を付している。そして国民のお金が

一銭でもむだに使われないように努力しているはずで。ところが、三百億もの――本年度でも三百億、一番多いときになりますと五百五十八億などというお金が出されて、その使途が少しも監査をせられていない。こんなばかかなことを日本の政府はやっているんですか。どこの国の政府ですか。私はそれから伺いたいと思います。

○吉村説明員 先ほどの監査、これは

日本側から向うに渡しました円交付金についての監査でございまして、これらにつきまして、現在証憑書類とともに毎月支出済み額の報告が多っております。それを大蔵省と調達庁におきまして共同で審査いたしましたして、不審の事項があれば監査を行う建前になっておりますが、現在のところ円交付金の使途につきましては、証憑書類の上で別に不審の点がございませんので、その後は行なっておらないのでござい
ます。

○飛鳥田委員 証憑書類について不審の点がないとおっしゃるのですが、ないはずはないと思うんです。どの官庁だって不審の点がないように努力をせ

られておつても、なおかつ会計検査院が調べれば、相当の件数が出てくるわけです。何百億円というお金が出てい
る以上、当然監査をなすつて監査報告書を作つて、国会にこれを提出せらるべき義務が私はあると思うんですが、
こういうことを一つもなすつていらつしやらない。アメリカの方々の使いほ
うだいですか。こういう点をなぜ監査報告をしないのか。あるいは今後監査を
厳重にして、その監査報告書を国会に提出するお約束をしていただけるか、
これを伺いたいと思います。

○吉村説明員　現在のところ、先ほど申し上げましたように、不審の点がございますのでやっておりますが、この監査と申しますのは、日本の会計検査院が国内官庁に対して行いますものとは、多少性格が異なりまして、防衛分損金の使途と申しまして、こういった範疇の経費は使えるという了解に違反することがないのかという見地からやっておりますのでございまして、

その点から見ますと、現在不審な点はないということ、むしろ今後毎月出

てきます証憑書類につきましては、不審の点があれば確かめます。監査というほどの成規の手続ではございませんが、証憑書類の計算間違いとか、それが、

から科目の間違ひ、そういったものは常に米側の担当官と連絡して、これは訂正を求めておるわけでございまして、大がかりに両者が共同して監査を

行方というほどの不審な点は、現在こ
さいません。今後もし起れば、もちろ
ん政府としては疑問の点を追及する考

えておられますか。現在のところないと
申し上げておきます。

○飛鳥田委員 今後監査報告書を作つて、国会に出していただけるかどうか

うか。
○吉村説明員 現在のところ、常時検査をやるということは、むしろ日米の合意が必要なのでございまして、それ

○飛鳥田委員　日米の合意は必要とし
ましては、私ちよつと答えるだけのもの
はまだございません。

○飛鳥田委員 出して下さるかどう
うか。

○吉村説明員 その点につきましては、私はまだちょっと答えるだけののつきりした方針を持っておらないのであります。

○船田国務大臣　ただいま大休説明員から御説明申し上げましたことで、御了承いただけると思いますが、これは日米の相互信頼に基いてやっていること

とでございまして、それについての
 非常な不都合があったというようなこ
 とは、従来もございません。しかし今

後におきまして、先ほど来御質問もございまして、先に、アメリカ側でドル資金をどれくらい使っているかということ、わが方としてもこれを知って

点が防衛庁の所管ではございませんが、大蔵大臣とよく協議をいたしましたので、ただいま御質疑のような御疑問の

起らないように、善処して参りたいと思います。しかし、元来が日米の相互信頼によってできていることでございますから、その点は重ねて御了承を願います。

その他の国々にはそのような駐在官はないのであります。アメリカ以外の各国におきます情報は、先ほど申しましたように、在外公館の一般情報収集、その集められた情報を外務省を通じて

提供を受けておるわけでございます。その情報を集める活動にどのくらいな費用が与えられておるかということにつきましては、ちよつと当庁においては明確でございせん。

○飛鳥田委員 そういたしますと、結局アメリカ以外の在外公館には、防衛庁としては情報収集のための予算も出していないし、防衛庁としての特別の官吏も行っていない、またアメリカにある日本の外務省関係の方々、あるいは防衛庁から行っている人にも、情報収集としての費用は微々たるものだ、こういうお話になりますか、そういういたしますと、情報は大部分アメリカ側から提供せられた情報という以外には解

釈できないのですか、そう解釈してよろしいでしょうか。

○林(一)政府委員 先ほど申しましたように、わが方の情報はたゞいままでに申したような各種の方法によつて集めておるのでありまして、アメリカからもう情報が多いとかいうようなことはないのであります。わが国独自のの方法によつて今までの情報は集めておったのであります。

○飛鳥田委員 独自々とおっしゃるが、今何うと町の新聞や何かに出ている、雑誌に出ている資料、それから具体的方法として伺いますと、各在外公館の情報、こういうお話ですが、在外公館は武人ではありません。従つてその方面についての知識は非常に貧弱なはずで、そこから集まってくるもの、しかもそれに対して特別の予算を出していない、こうなればわが方独自ということ、ひつきようするに町の軍事評論家程度のわれわれの知識と大差ないということですか。

○林(一)政府委員 在外公館はやはり各国とも相当の情報は集めておるのでありまして、このような情報は経済的な面、あるいは政治的な面、あるいは軍事的な面も相当各国とも集めておるのであります。わが方の在外公館も相当の情報を集めておるのであります。ただ公刊されている新聞とか雑誌のみの情報ではないのであります。できるだけの方法によつて情報は集めておるのであります。(笑)

○飛鳥田委員 だいたいお苦しいようですが、それでは端的に伺います。そういうものから集まってくる情報の精度はどうかでしようか。

○林(一)政府委員 これはその事柄によつて精度、確度というものはいろいろ違ふのでありまして、在外公館から集まってくるのはおおむね精度は高いものと考えております。もちろんその中でも事柄によつて非常に程度の高いものもあるし低いものもあるし、情報というものはそういうものであります。高いものばかりではないと思ひます。どこが高いかということ、こちらの従来の情報を総合して判断すべきものでありまして、一がいには申し上げられないと思ひます。

○飛鳥田委員 なかなか御名答で、情報というものは本来そういうものでしょう。それならば自衛隊としては米側から提供される情報というものをどう取り扱つていらつしやるか、そして米側から提供される情報の自衛隊としての全情報の中に占める重要性についてお話しただきたいと思ひます。

○林(一)政府委員 米側から提供される情報ということはちよつと了解しかねるのでございますが、特に米側から軍事情報をもらつておるといふようなことはないのであります。私が先ほど申しましたのは、米国に駐在しておる防衛庁の者、これは外務省員の資格に

おいて行つておるのであります。これらの者がアメリカにおける情報を集めておるといふことであります。米側から特によつた情報ももらつておるといふのではない、もちろん非公式に意見の交換その他をやつておるのであります。そういう意味においてある程度の情報は入つておるのであります。これは微々たるものであります。おおよそわが方独自の情報網と申しましよ、情報収集手段によつて集めておるわけであります。

○飛鳥田委員 この前から自衛の問題について、長官はもう外敵が攻めてきた場合というふうなことを答弁されておりますが、それならば一番われわれに近い中国及びソビエトに対する情報とどこからとつていらつしやるのか、これを教えていただきたい。

○林(一)政府委員 先ほどから申しましたように、いろいろ公刊資料が出ておるのであります。各種年鑑あるいはその他の雑誌、新聞また出先にあるところの在外公館、このような方面からいろいろな情報を集めておるのであります。別に特に中国あるいはその方面に人を派して情報を集めておるといふようなことはやつていないのであります。その程度の方法より現在のところははないのであります。はなはだ遺憾に思つておるのであります。

とをとおっしゃるのは、少しおかしいのじゃないでしようか。私は少くとも何かがあるから、それに関する情報がわかつているからこそ自衛の必要も出てくるし、あるいは侵略の必要も出てくるでしようし、あるいは何々をする必要も出てくるということなんだと思ひます。相手方の情報が全然わかつていない、まあせいぜい公刊物、年鑑とか、こういうものでわかる程度で、あなた方が十八万も十五万も軍隊を持たれるというのは少し無責任だと思ひます。当然あなた方は米側なりその他の友邦諸国からいろいろな情報を受けられ、それを検討し、初めて自信を持ってそういうことをやつていらつしやるのだとばかり私は思つておりますが、ちよつと驚きました。それで

は伺いますが、米側はいろいろな会談を通じて三十五万の軍隊を日本に要求している。これは日本政府が聞く聞かないとは別ですが、そういうことを言つておられるはずで、そういう場合には三十五万の軍隊が必要かということは、向うが当然説明をするはずで、やみくもに、何でもいから三十五万軍隊を持てばいいと言はずはあります。向う側の提供する情報、資料、編制、こういうものをあなた方は当然受けられて、今年度も自衛隊の増強を計画せられたはずだと思ひますが、そんなことは全然聞いてないのですか。

○林(一)政府委員 三十五万を持てということをアメリカから言われたことは別に存じておりません。情報につきましては、先ほどから申しましたように、いろいろの方法で集めておるのであります。米国からの情報につきま

しては、これはしよつちゅうもろん意見の交換、折衝はやつておるのであります。その過程においてできるだけ情報の提供を得るのであります。もちろんその分量が全般においてどのくらいのパフォーマンスを占めるかというふうな点については、一がいには申し上げられないのであります。あらゆる方面からの情報を集めて計画を立てるということになるのであります。

○飛鳥田委員 どうもくどくお気の毒ですが、先ほど来何つておつて、米側と始終意見の交換もしているというところは私もよくわかるのですが、それ以外にあなた方が具体的に情報を集められる経路というものは、在外公館とか、公刊物とかいうようなお話だけで、わからない。しかも中国及びソビエトに関する情報というものについて、その手足を全然持つていらつしやらないということ、今あなたはおっしゃった。もしそうだとすれば、自衛隊が自分たちの態度をきめるについて一番重要な資料は米国から流される情報あるいは提供される意見、こういうものだと私は解釈せざるを得ないので、この点どうでしようか。

○林(一)政府委員 やはり情報と申しますのは、特定なものに限るということ、非常に危険であるのであります。あらゆる方面から集めた情報を総合的に判断するということが大切だと思ひるのであります。でありますから、特に米側から提供された情報というものを重点を置くというふうなことはないのであります。総合的に判断して考えていかなければならない、こういうふうにかえておるのであります。

でもそういうように答弁されております。

す。今長官はこの点に別に従来の考えを要したのじゃないかというのを言っておられます。異なことを承ねると私は思う。昨年の六月、二十二特別国会におきまして内閣委員会と同僚の議員から鳩山総理に質問があったときに、その点をばっきり打ち消されておる。参考のために速記録をお読みいたしましょう。これは江崎さんの質問のさ中でありましたが、田村君が関連質問として、きのうの受田さんと同じような質問をされておるわけなんです。どういふふうに書いてあるかといひますと、「自衛」といふことになれば、外国から攻められる、外国から攻められる場合にそれを撃退するだけが自衛であるのか、そうするとあたかも楠木正成の千早城になつてしまふのであります。これは鎮城であります。そうでありますから外国から攻められた場合、相手の基地までこちらが爆撃して、後顧の憂いをなくするといふことまでをもつて自衛とされるのか、そういうような意味においていろいろと御答弁を願ひたい。とにかく自衛の定義といふものをもう少し率直に申していただかないと、われわれは審議に入れない。こういうふうに出ておるのに対して鳩山総理はばきり否定しておられます。「自衛のため」といふことは、先ほど杉原君が言いましたように、国土を守るということでございますから、国土を守る以外のことはできないと私は思うのであります。あなたの言ひ出したように、飛行機でもって飛び出していって、攻撃の基地を粉砕してしまふといふことまでは、私は今の条文ではできないと思ひます。明らかに鳩山総理は本委員会が明言をいたしており

ます。あなたは別に従来の政府の考え方を要したのじゃないかといふけれども、総理の言明とあなたの昨日の答弁、今申された答弁との間には明確に食い違いが出てきておる。しからばこの半年の間に、いかなる時期にいかなる情勢の変化に基いて、このような憲法本文の解釈に食い違いが出てきたのか、明確な答弁を願ひたい。

○船田國務大臣 私はいかに繰り返して申しますが、急迫不正な侵害がわが方に向つて起つてきた、そうしてその急迫不正の侵害を排除するためにどうしても他に手段がない、そうしてしか昨日申されたように、誘導弾あるいはその他の新兵器をもつてどんどん攻撃してくる、そういうときに敵の基地をたたくといふことは、自衛権の範囲内において最小限度許さるべきことである、私はかように考える次第であります。

○石橋(政)委員 この昨年の内閣委員会の質疑の内容といふものは、前後をよくお読みにならなければわからないと思うのでございますが、やはり当時問題になったのも今の問題なんです。自衛々々といふけれども限度があいまいじゃないか。自衛のためにと云つて攻撃も行われ得るのだ、そういうふうな例を幾つかあげられた。飛鳥田議員も当時述べておりました。日本の領土内でないどこか外国から誘導弾のようなものが飛んできたときにどうするか、こちらからも誘導弾を飛ばすのか、あるいは飛行機を持っていって爆撃するのか、そういうふうな論議が尽された中で、鳩山さんは、幾ら自衛のためでも飛行機を飛ばして基地を爆撃するなどといふことはできませんとい

うことを明確に述べておる。あなたは自衛のためなら何でも云つておる。この間に明らかに食い違いがあるわけなんだ。私はあなたが今の答弁を訂正されないならば、本委員会に鳩山総理に来ていただいて、鳩山さんの見解が變つたのか、あなたに同調されるのかどうかといふことを確かめなければ、この重要な審議を進めるわけにはいかないと思ひますのでございますが、もう一度伺ひたいいたします。

○船田國務大臣 ただいま申し上げましたように、わが方に対して急迫不正な侵略があり、そしてその侵略を防ぐために他に手段がない、こういう場合におきましては、自衛のために必要最小限度の、この急迫不正の侵害を排除するための防衛手段といふものが他にないといふような場合におきましては、敵基地をたたくこともあり得ると私は考えます。

○石橋(政)委員 直接防衛庁長官として任じておられる船田さんがそういう見解を述べられておる。明らかに鳩山総理との見解に食い違いができてきておるわけだ。そこでもう一点だけ伺ひますが、総理もあなたの考えに同調されるといふふうに出ておられるのかどうか、この点御答弁願ひます。

○船田國務大臣 私は大量の飛行機が出ていって爆撃するといふようなことを申しておるのではありません。敵の基地をたたくのに他に方法がないといふ場合において、敵基地を反撃するといふことも、これは自衛の範囲内においてはあり得るということを示したのであります。

○石橋(政)委員 鳩山総理の見解とあなたの見解とは現在において一致して

おるかどうかといふことを伺つておる。○船田國務大臣 総理の答弁されたことと私は矛盾しておらないと思ひます。

○石橋(政)委員 それは少くとも当時の審議の状況を知つておられる内閣委員の諸君ならば、あなたの今の答弁では絶対納得できないと思ひます。総理はそういうふうな見解を述べておらなかつた。幾ら自衛のためといへども結局敵のことだからといつて、基地に行つて爆撃するといふようなことはできない。○船田國務大臣 明確に答弁してゐる。ここで総理と担当長官との間にこういう重要な問題についての見解が異なつてゐる以上、非常に大切な問題であり、国民の関心も大きな問題であらうかと思ひますので、私は総理の出席を願ひたいと思ひまして、この点についての明確な答弁を願つてから質問をいたしたいと思ひますが、この点はぜひ明確にしておく必要があると思ひますので、一応休憩して、この点理事会で取り扱いはかかつていただきたい。

○山本委員長 暫時休憩いたします。午後零時二十九分休憩

午後一時十一分開議
○山本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時十二分散会